

志摩市進学応援金条例の制定について

志摩市進学応援金条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 29 日 提 出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市進学応援金条例

(目的)

第 1 条 この条例は、志摩市進学応援基金条例(令和 6 年志摩市条例第 1 号)に基づく、志摩市進学応援基金を原資とした志摩市進学応援金(以下「進学応援金」という。)を活用し、経済的困窮にありながら勉学の意志ある学生の進学に対し学資を給付することにより、将来社会に有用な人材の育成を図ることを目的とする。

(受給資格)

第 2 条 進学応援金の給付を受けることができる者は、給付を受けようとする年度の 4 月 1 日(以下「基準日」という。)において市内に住所を有する者の子(教育委員会規則で定める者を含む。)であって、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による大学(大学院は除く。)、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校の高等課程又は専門課程、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部に進学した者であること。
- (2) 学資負担が困難であること。
- (3) その属する世帯に市税の滞納がないこと。ただし、情状を考慮し、志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めるときは、この

限りでない。

(4) 次条各号の区分ごとに、過去に進学応援金の給付を受けていない者であること。

(進学応援金の給付額)

第3条 進学応援金の給付額は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校の専門課程に進学した者並びに高等専門学校に在学する者で第4年次以上に進学したもの(以下「大学等進学者」という。) 1人につき 150,000 円

(2) 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に進学した者(以下「高校等進学者」という。) 1人につき 80,000 円

(進学応援金の申請)

第4条 進学応援金の給付を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請書を提出した者について、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める給付基準に照らし、進学応援金の給付の可否を決定するものとする。

(1) 大学等進学者 次のいずれかに該当する者

ア 申請年度の前年度 3 月 1 日時点において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者であるもの

イ 申請年度の 4 月 1 日時点において地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項の規定により市町村民税が非課税となる者の世帯に属する者

ウ 申請年度の前年度 3 月 1 日時点において児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に規定する児童扶養手当の支給対象者の世帯に属する者

エ 収入額(申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の合計所得金額(進学応援金を申請する年度の初日の属する年の前々年(前条の規定による申請日の属する月が 6 月以降の場合にあっては前年)の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額を合算して得た金額)を 12 で除して得た額をいう。)を認定需要額(生活保護法第 8 条

の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準により算出した額をいう。)で除して得た割合が 1.4 未満の者の世帯に属する者

(2) 高校等進学者 次のいずれかに該当する者

ア 申請年度の 4 月 1 日時点において生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であるもの

イ 申請年度の 4 月 1 日時点において地方税法第 295 条第 1 項の規定により市町村民税が非課税となる者の世帯に属する者

ウ 申請年度の前年度 3 月 1 日時点において志摩市就学援助費交付要綱(平成 26 年志摩市教育委員会告示第 6 号)第 3 条に規定する就学援助費の交付対象者の世帯に属する者

(決定の取消し)

第 6 条 教育委員会は、申請者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、進学応援金の給付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により進学応援金の給付を受けたとき。

(2) その他進学応援金の給付の決定の時点において、所得状況、その他の理由で給付基準に該当しなくなったとき。

(進学応援金の返還)

第 7 条 教育委員会は、進学応援金の給付の決定を取り消した場合において、進学応援金の当該取消しに係る部分に關し、既に進学応援金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。